


行政制度等の検討調整方針(案)

企画総務部会

協議項目	20. 慣行の取扱い			
調整の方針 (案)	1. 町章及び町旗については、新町発足時までには定めるものとする。 2. 町民憲章、町の花・木・鳥・歌・宣言については、新町において定めるものとする。 3. 表彰については、新町において調整するものとする。			
	町 村 の 現 状			備 考
項 目	窪川町	大正町	十和村	
1. 町章	昭和44年10月11日制定 窪川のクボを図案化したもので、両翼は町の発展飛躍を表わし、円形は町の平和を意味する。 町章デザイン 	昭和42年5月3日公表 大正町の「大」を抽象化表現したもので羽形と鋭角で、町の健全な発展を、曲線化した下部で、町の和を表現したものの。 町章デザイン 	昭和38年10月 TOWAの「T」と「W」の図案化「W」で未来への飛躍を現す 円は和を現す 村章デザイン 	
2. 町民憲章	町民憲章 なし	町民憲章 ・清き流れと緑の山々を愛し美しいまちをつくりましょう ・ふれあいとたすけあう心で明るいまちをつくりましょう ・学ぶ心を大切に文化の香るまちをつくりましょう ・はたらく喜びと生きがいを感じる豊かなまちをつくりましょう ・心もからだも躍動し健康で住みよいまちをつくりましょう (平成4年9月18日制定)	村民憲章 なし	
3. 町の花、木、鳥、歌、宣言	町 花 「エンコウツツジ」 昭和54年 選定 町 木 「窪川ヒノキ」 昭和54年 選定 町 鳥 「キセキレイ」 昭和54年 選定	町 花 「エビネ」 昭和54年 選定 町 木 「ヒノキ」 昭和54年 選定 町 鳥 「ヤイロチョウ」 昭和54年 選定	村 花 「カワツツジ」 選定年度不明 村 木 「コウヤマキ」 昭和53年 選定 町 鳥 「メジロ」 選定年度不明	

行政制度等の検討調整方針(案)

企画総務部会

協議項目		20. 慣行の取扱い		
項目	町村の現状			備考
	窪川町	大正町	十和村	
4. 表彰	町歌 なし	町歌 なし	村歌 なし	
	宣言 なし	宣言 なし	宣言 人権擁護の村 平成7年6月14日	
	窪川町表彰規程 昭和46年11月1日 ・ 功労表彰 ・ 善行表彰 表彰状及び記念品又は記念料 審査会委員：助役、総務課長、議会議員4名、教育長、各種委員会委員長2名、学識経験者1名の10名	大正町表彰条例 昭和47年3月31日 ・ 功労賞 ・ 善行賞 ・ 町民賞 表彰状及び記念品 審査会委員：町長、助役、議会議長、副議長、総務常任委員長、教育長の6名 大正町スポーツ賞表彰規程 平成10年4月1日 ・ 大正町スポーツ賞 ・ 大正町スポーツ賞特別賞 表彰状及び記念品 選考委員：体育会長、中体連会長、小体連会長、社会教育委員長、体育指導委員長の5名	十和村表彰規則 昭和36年4月24日 各賞の規定なし 表彰状及び念品 審査会委員：議会議長、各委員会の長、区長は該当するものを村長に具申する。	

県下合併協議会における慣行の取扱い

伊野町・吾北村・本川村合併協議会（人口28,729 面積471 関係市町村数3）

- 1．町章は、新町において検討するものとする。
- 2．町の花、木、鳥、キャッチフレーズは、新町において検討するものとする。
- 3．姉妹都市は、新町に引き継ぐものとする。
- 4．町民憲章は、新町において検討するものとする。

こうほく3町村合併協議会（人口31,175 面積538 関係市町村数3）

- 1．新市の支章、市の木・花・鳥は合併時に調整する。
- 2．市民憲章は、宣言は、新市において調整する。
- 3．表彰については、新市に移行後速やかに制度化をはかる。ただし、名誉町村民その他受賞者については新市に引き継ぐものとする。

安田町・田野町・奈半利町・北川村合併協議会（人口12,466 面積234 関係市町村数4）

- 1．町章及び新しいまちの花・木・鳥等は新しいまちにおいて定める。
- 2．名誉町村民制度及び表彰制度については、新しいまちにおいて制定する。ただし、現在の名誉村民については、新しいまちに引き継ぐものとする。
- 3．各町村開催行事等については、新しいまちに引き継ぎ、合併後調整する。

窪川町・大野見村合併協議会（人口16,553 面積378 関係市町村数2）

- 1．町章及び町旗については、新町発足時までには定めるものとする。
- 2．町民憲章、町の花・木・鳥・歌・宣言については、新町において定めるものとする。
- 3．表彰については、新町において調整するものとする。